

令和4年度事業計画書

令和4年度 事業計画書

当協会は、平成24年度に公益財団法人中央果実協会に移行し、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る各般の事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする事業を実施している。

国内果樹農業の現状をみると、高品質な国産果実の国内ニーズは高く、輸出品目としてのポテンシャルも高い一方で、農家数の減少や高齢化等の生産基盤の弱体化により、生産量は減少しており、国内外の需要に十分対応できていない状況となっている。

このため、供給過剰を前提とした需給安定対策から、供給不足を踏まえた生産力増強への転換が必要とされており、生産基盤が弱体化する中で、産地の生産力を増強し、需要に応じた生産量を確保していくため、労働生産性の抜本的な向上が求められている。

こうした状況の下、令和4年度の果樹対策については、令和2年4月に公表された「果樹農業振興基本方針」に基づく基本方針見直し3年目に当たり、果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）の目標達成に向けた着実な実施が一層求められている。

また、新たな国際環境のもとで、国産農林水産物の競争力強化のための国内対策が急がれている。

中央果実協会としては、需要に即した品種・品目への転換を促進するため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を継続して実施する。また、労働生産性を高めたモデル地区を育成する未来型果樹農業等推進条件整備事業、省力樹形の導入等に必要果樹苗木の生産や、輸入花粉に依存している品目について国産花粉の安定供給を推進するための果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業を実施する。

果実流通加工対策については、果実加工需要対応産地強化事業を実施するとともに、果実輸送技術実証支援事業を実施する。その他、パインアップル構造改革特別対策事業、調査研究等事業についても引き続き実施する。

なお、台風、降雹等の自然災害対策については、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を引き続き実施する。

さらに、日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じて国産青果物の輸出促進のための活動を支援する。

令和4年度に実施する事業の具体的内容は、以下のとおりである。

1 果樹対策事業の実施

(1) 果樹労働生産性向上等対策事業

① 果樹経営支援等対策事業

ア 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、産地計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び労働力調整システムの構築、大苗育苗ほの設置、果樹生産性向上モデルの確立等の推進事業を行う担い手、生産出荷団体、市町村等に対して、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して補助する。

イ 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等がアの果樹経営支援対策事業等により優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を、道県基金協会等が補助する経費を補助する。なお、平成24年度から、東日本大震災に伴い、福島県下で果樹の改植の取組により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有者等を、本事業の支援対象者としている。

ウ 未来型果樹農業等推進条件整備事業

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系を導入する場合に、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費に対して補助する。

②新品目・新品種導入実証等事業

近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組に要する経費に対して補助する。

③果樹農業調査研究等事業

令和2年4月に公表された果樹農業振興基本方針に基づき、果樹農業生産力増強総合対策事業が効果的、効率的に実施されるよう国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集・提供を行うとともに、国産果実の普及啓発を行う。

(2) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

①優良苗木生産推進事業

省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築、苗木生産に必要な育苗ほの設置等に要する経費について補助する。

②果樹種苗増産緊急対策事業

醸造用ぶどう等の輸入苗木等を緊急的に確保するため、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的にぶどう等の輸入苗木を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費について補助する。

③花粉専用園地育成推進事業

なしやキウイフルーツ、りんご等の海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植や機械のリース導入等に要する経費について補助する。

(3) 果実流通加工対策事業

①果実加工需要対応産地強化事業

ア加工専用果実生産支援事業

国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト栽培技術の実証等を行い、栽培マニュアル等を作成する者に対して、その経費について補助する。

イ国産果実競争力強化事業

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、かんきつ果汁を対象に部門別経営分析及び需要の調査、過剰な搾汁設備の廃棄や、全ての国産果実を対象に製品・新技術の開発等を行う果実の生産出荷団体等に対して、道県基金協会が行う補助金の交付等に対して補助する。

また、健康への有益性に係る知識の普及や消費拡大に資する人材育成等に資するよう、消費拡大セミナーの実施、WEBを活用した啓発活動の実施など「毎日くだもの200グラム運動」推進の取組を行う。

ウ加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産

者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工・業務用等の果実の選別及び出荷体制の構築、加工専用園地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証、加工専用園地における有機栽培への転換に要する経費について補助する。

②果実輸送技術実証支援事業

国産果実を船便等により、①低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業、また、②低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験に要する経費について補助する。

(4) 被害果実利用促進等対策事業

①果汁特別調整保管等対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う果実加工業者等に対して、果汁の製造に要する資金に係わる金利の支払及び倉庫の保管料に要する経費等について補助する。

②自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

台風、降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及びその果実製品の利用促進を行う生産出荷団体、加工業者等に対して一時貯蔵の実施等に要する経費について補助する。

(5) パインアップル構造改革特別対策事業

優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布とこれに必要な施設・機械の整備、優良種苗の普及推進のための協議会の開催、生食用への転換等のパインアップル産地の構造改革の推進等の事業を実施する果実の生産出荷団体に対して県基金協会が行う補助金の交付等に対して補助する。

(6) 令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業

(産地生産基盤パワーアップ事業(基金事業繰越))

令和3年4月以降に発生した低温及び降雹により甚大な被害を受けた地域において、防霜設備や防雹設備を導入することで同様の被害を未然に防止する体制を早急に構築し、果樹産地の体質強化を図るため、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して助成する。

(注) 本事業については、基金管理団体において繰越の手続が行われることとなっており、繰越されることを前提に作成している。

(7) 果樹先導的取組支援事業

(産地生産基盤パワーアップ事業(令和3年度補正予算))

需要の変化に対応するため、担い手となる先導的な農業者を対象として優良品目・品種への改植、新植、小規模園地整備等の取組を支援するため、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して助成する。

(注) 本事業については、国において繰越の手続が行われることとなっており、繰越されることを前提に作成している。

2 道県基金協会に対する指導等

果実等の生産出荷安定に関する事業、果樹経営支援対策事業等の適正な運営を図るため、業務運営協議会の開催等により道県基金協会への指導・情報提供等を行う。

また、果樹対策事業の円滑な実施に資するため、道県基金協会等に対し推進費を交付する。

このほか、学生等を対象とした食育セミナーの実施、果物と健康に関するメールマガジンの配信等食育推進の取り組みを行う。

さらに、日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じ役職員を派遣するなど、同協議会が実施する国産青果物の輸出促進のための次の活動等を支援する。

- ① 令和3年度品目団体出力強化緊急支援事業
- ② 令和4年度品目団体出力強化支援事業
- ③ 令和3年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
 - ・青果物輸出産地体制強化加速化事業
 - ・インポートトレランス申請加速化支援事業
- ④ 令和4年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち
 - ・施設認定等検査支援事業（台湾、タイ及びベトナムの検査官の招聘、タイ向け青果物の残留農薬分析）
 - ・インポートトレランス申請支援事業
- ⑤ 青果物輸出戦略に基づく青果物輸出促進のための青果物部会の開催
- ⑥ 専門家に相談対応等を委託

3 業務執行体制等の効率化

当協会の業務の動向や財務状況を踏まえ、業務執行体制等の効率化を図る。